

狩 猟 税 申 告 書

年 月 日

県税事務所長 様



郵便番号

申告者 住 所  
氏 名  
職 業

世帯主  
との続柄

年 月 日生

(電話 局 番)

山口県税賦課徴収条例第132条第1項の規定により、下記のとおり  
記 年度の狩猟税について申告します。

狩 猟 者 の 登 録 の 区 分	狩猟者の登録に係る狩猟免許の種類別	当該年度の県民税の所得割額の有無	税額の区分	税 額	山口県収入証紙 貼付け欄 (納税済印押印欄)
1 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員に係るもの	第一種銃猟	/	/	課税免除	
	網猟又はわな猟				
	第二種銃猟				
2 従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係るもの	第一種銃猟	/	/	課税免除	
	網猟又はわな猟				
	第二種銃猟				
3 狩猟者の登録を受ける者が特定捕獲等期間に県の区域を対象とする許可捕獲等を行った場合におけるもの(山口県税賦課徴収条例附則第13条第1項ただし書に該当する場合を除く。)	第一種銃猟	有・無	1号	8,200円	
		無	2号	5,500円	
	網猟又はわな猟	有・無	3号	4,100円	
		無	4号	2,700円	
	第二種銃猟	/	5号	2,700円	
		/	/	/	/
4 狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者(認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合におけるもの(山口県税賦課徴収条例附則第13条第2項において準用する同条例附則第13条第1項ただし書に該当する場合を除く。)	第一種銃猟	有・無	1号	8,200円	
		無	2号	5,500円	
	網猟又はわな猟	有・無	3号	4,100円	
		無	4号	2,700円	
	第二種銃猟	/	5号	2,700円	
		/	/	/	/
上記の者は、 年度の県民税の所得割額の納付を要しない者であることを証明します。 年 月 日 市町長 <span style="float:right">印</span>					
※ 税額確認年月日	年 月 日	※ 取扱者			

注1 税額の区分は、次によります。

- (1) 1号 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次に掲げるもの
    - ア 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者
    - イ 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)
  - (2) 2号 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、1号に該当する者以外のもの
  - (3) 3号 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次に掲げるもの
    - ア 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者
    - イ 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)
  - (4) 4号 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、3号に該当する者以外のもの
  - (5) 5号 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者
- 2 「狩猟者の登録に係る狩猟免許の種類別」欄、「当該年度の県民税の所得割額の有無」欄及び「税額の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「税額の区分」欄中2号又は4号に該当する者は、住所地を管轄する市町長の当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者である旨の証明を受けてください。
- 4 収入証紙は、消印しないでください。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

# 狩 猟 者 登 録 申 請 書

年 月 日



山口県知事 様

郵便番号

申告者 住 所  
ふりがな  
 氏 名  
 職 業

㊟

※ 登 録 番 号	
※ 狩 猟 免 許	
※ 危害の防止又は損害の賠償についての要件	
※ 放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※ 対象鳥獣捕獲員であるかどうかの別	
※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号に該当する者であるかどうかの別	

年 月 日生  
 (電話 局 番)

下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 56 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日	狩猟免許の種類	狩猟免許を与えた都道府県知事名	狩猟免状の番号	交 付 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 網猟免許 <input type="checkbox"/> わな猟免許 <input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許		号	年 月 日	
	狩猟をしようとする場所	<input type="checkbox"/> 県全域 <input type="checkbox"/> 放鳥獣猟区の区域のみ			
	狩猟免許の効力が停止されたことがあるかどうか及び停止されたことがあるときは、停止の期間	狩猟免許の効力が停止されたことがあるかどうか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
使用する猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る登録を受けようとする者については、銃器の所持についての許可に係る銃砲所持許可証番号及び交付年月日	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	<input type="checkbox"/> 網猟免許	<input type="checkbox"/> 網			
	<input type="checkbox"/> わな猟免許	<input type="checkbox"/> わな			
	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	<input type="checkbox"/> ライフル銃	銃砲所持許可証の番号	交 付 年 月 日	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 散弾銃	銃砲所持許可証の番号	交 付 年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号	交 付 年 月 日	年 月 日	

対象鳥獣捕獲員であるかどうか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 所属市町名 ( )				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号に該当する者であるかどうか。	第7号	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない		
	第8号	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない		
	第9号	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない		
狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償についての要件に関する事項	<input type="checkbox"/> 共済事業	法人名	対象損害	損害てん補額	被共済者期間
	<input type="checkbox"/> 損害保険契約	保険会社名	対象損害	損害てん補額	契約期間
<input type="checkbox"/> 資産保有					
職業分類	<input type="checkbox"/> 専門的、技術的職業従事者 <input type="checkbox"/> 管理的職業従事者 <input type="checkbox"/> 事務従事者 <input type="checkbox"/> 販売従事者 <input type="checkbox"/> 農林業従事者 <input type="checkbox"/> 漁業従事者 <input type="checkbox"/> 採鉱、採石作業者 <input type="checkbox"/> 運輸・通信従事者 <input type="checkbox"/> 技能工、生産工程作業者 <input type="checkbox"/> 単純労働者 <input type="checkbox"/> 保安職業従事者 <input type="checkbox"/> サービス職業従事者 <input type="checkbox"/> 分類不能の職業 <input type="checkbox"/> 無職				

山口県収入証紙貼付け欄

(消印しないこと)

添付書類

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第67条に規定する要件を備えていることを証する書類
- 県の区域外に住所を有する者にあつては、現に狩猟免許を受けていることを証する書類（申請者が狩猟免許を提示する場合を除く。）
- 申請者が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員であるときは、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年環境省令第1号）第2条第2項の証明書
- 申請者が省令第65条第1項第7号に該当する場合
  - 法第9条第1項の許可に係る許可証の写し又はこれに準ずる書類
  - (1)の許可証に係る捕獲等の結果を記入した書類
- 申請者が省令第65条第1項第8号に該当する場合
  - 法第9条第8項の従事者証の写し又はこれに準ずる書類
  - (1)の従事者証に係る捕獲等の結果を記入した書類
- 申請者が省令第65条第1項第9号に該当する場合
  - 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
  - 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する書類
  - 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類
  - (3)の事業に従事した際の従事者証の写し

- 注
- 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
  - 申請前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚のうち1枚を所定欄にはり付け、1枚を添付すること。なお、写真の裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。
  - ※印欄は、記入しないこと。
  - 申請者の氏名を自署したときは、押印を要しないこと。
  - には、該当するものにレ印を記入すること。
  - 第一種銃猟又は第二種銃猟免許に係る狩猟者登録を申請する者が銃器（ライフル銃、散弾銃及び空気銃（圧縮ガスを使用する者を含む。）をいう。以下同じ。）を2丁以上所持しているときは、銃器の種類ごとに主として狩猟に使用する銃器に係る鉄砲所持許可証の番号及び交付年月日を記入すること。